|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設長 | サビ管 | 世話人 | 世話人 | 世話人 | 世話人 | 世話人 |
| 　　 |  |  |  |  |  |  |

■令和5年度 虐待防止・身体拘束適正化委員会議事録

　　　　　　 虐待及び身体拘束禁止に関する研修

■日時：令和5年5月15日　9：00～10：30

■出席者：田中施設長・芳賀サビ管・雫田・遠藤・美齊津・利根川・丸山（記録）

■議題1：「虐待防止マニュアル」及び「身体拘束等適正化」のための指針の確認

■話合いの内容：施設長より、虐待防止マニュアルについて、下記の説明があった。

（1）③障害者福祉施設従事者による障害者虐待

　　虐待とは、強い者が弱い者を虐げること。障害者防止法では「障害者福祉施設従事者等」「使用者」「養護者」による虐待を特に「障害者虐待」と定めている。

　　（1）③の中にある「身体的虐待における障害者の身体の拘束」を取り上げ、別途資料（介護保険制度で禁止されている身体拘束の具体例、緊急やむを得ない場合の対応）を参考にし、身体拘束の具体的な内容（切迫性、非代替性、一時性）が職員に周知された。

（2）②風通しの良い職場作り

　　平素から、支援にあたっての悩みや、情報共有をしやすくし、職員の小さな気付きもオープンに意見交換ができる雰囲気を作る。

（3）②虐待を受けた障害者や家族への対応

ア、利用者の安全確保を最優先に考える

　　利用者や家族に不安や恐怖を感じさせないよう、虐待を行った職員を、事実確認完了まで出勤停止を命じたり、他部署異動の対応を取る。しんごうの場合、出勤停止の対応があげられた。

■虐待防止のために、心理的虐待をあげた。利用者の事例から、職員で研修及びグループワークを行った。

①普段から丁寧な言葉遣いや関わりを心掛ける。

②相手の感じ方や捉え方は、信頼関係の度合いにもよる事。

③職員会議や申し送りで情報交換を行う。

④日々の記録では、事実を書き残しておくこと。

4点を念頭に置きながら、以後の虐待防止、早期発見及び、支援をしていく事とした。

　身体拘束については、「身体拘束適正化のための指針」から抜粋しながら研修を行った。基本的には、身体拘束の防止に努めることとするが、やむを得ず一時性のある身体拘束を行う可能性もある事も再確認をした。

■通報受理機関には、通報者を守ることが義務付けられている

■議題2：今年度委員会の目標

■話し合いの内容：今年度も、虐待防止マニュアルと身体拘束適正化のための指針を活用していくので、それらの内容をよく理解し趣旨を徹底することを目標に定める事とする。

■議題3：虐待防止セルフチェックの実施

■無記名での虐待防止セルフチェックを行い回収した。

■研修：利用者の事例を取り上げしんごうで起こりうる心理的虐待について研修を行った